

1 社盛医発第 3 5 2 号  
令和 2 年 2 月 1 日

医療機関院長 殿

盛岡市医師会  
会長 和田 利彦

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症について、政府は感染症法で定める指定感染症の政令の施行を2月1日に前倒しすることを決定しました。当初は2月7日の施行が予定されておりましたが、世界保健機関（WHO）が新型肺炎について「緊急事態」に該当すると宣言したのを踏まえた判断となります。

指定感染症の施行により、医療機関と行政（保健所）との密な連携が非常に重要となりますので、各医療機関におかれましては、下記の内容を確認いただき、ご対応くださいますようお願いいたします。

また、盛岡市夜間急患診療所では、疑いのある患者さんへの対応に関するフロー図を別添の通り定めております。出動医としてご協力いただいている先生方に限らず、各医療機関における対応方法の参考としてください。

新型肺炎有症者の対応について、**発熱（37.5 度以上）かつ呼吸器症状があり、発症から二週間以内に下記のいずれかに該当する患者さんが受診した場合は、盛岡市保健所へご連絡をお願いします。**

- ・武漢市への渡航歴。
- ・「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

**盛岡市保健所 電話 019-603-8308（保健予防課感染症対策担当）**

受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで

夜間・休日は盛岡市役所代表電話(651-4111)「感染症担当」にご連絡ください。

以下は、現時点での対応に関する資料となります。今後、最新情報を基に変更される場合があります。

	資料	内容
①	新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策（国立感染研）	新型コロナウイルス感染症を疑う場合における、医療機関の感染予防策に関する情報提供となります。
②	新型肺炎患者発生時の対応フロー図（岩手県保健福祉部医療政策室）	新型コロナウイルス感染症の有症者に対する対応フロー図となります。一般の病院・診療所の対応方法についてご確認ください。
③	盛岡市夜間急患診療所 新型コロナウイルス感染の疑いのある患者への対応について	盛岡市夜間診療所における疑いのある患者さんへの対応に関するフロー図となります。電話で問い合わせがあった場合、実際に来院された場合の対応方法についてご確認ください。